

令和4年度事業報告

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための各種対策（以下「コロナ対策」といいます。）を徹底しつつ、交通安全事業として会員指定自動車学校による交通安全教育を推進したほか、教習指導員等の教習水準向上事業として指定自動車教習所職員講習を開催し、さらに高齢運転者安全対策の適正な推進及び指定自動車学校発展のための施策を実施するなど、令和4年度事業計画に基づき次のとおり事業を推進しました。

なお、会員指定自動車学校の一日開放は可能な範囲で実施したほか、幹部研修会は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止しました。

第1 交通安全運動推進事業の積極的な推進

例年、協会と各会員指定校が連携して行う交通安全活動事業については新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しつつ、状況を慎重に見極めながら開催しました。

1 四季における交通安全運動の積極的な推進

(1) 長崎県交通安全県民協議会総会、幹事会はコロナ禍のため開催は中止され、書面決議により、実施計画及び実施要綱が決定されました。

運動の推進に当たっては県民が一体となった運動としての取組が図られるよう、積極的な広報啓発活動を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため密集、密接、密閉の状態を避けるとともに、マスクの着用及び手指等の消毒を確実にを行うよう申し合わせがなされました。

(2) これを受けて、四季の交通安全運動期間中、各会員指定校において三密とならないよう、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のためのガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）に沿った必要最小限度の各種交通安全教育を実施しました。

例年であれば、各会員指定校がこの期間中に施設及びコースの一日開放を実施しますが、四季を通じて延べ16校にとどまったものの、各会員指定校はそれぞれ工夫をして交通安全意識の高揚を図りました。

なお、昨年度の一日解放は四季を通じて延べ3校にとどまっていることから、徐々に通常の姿に戻りつつあります。

(3) 協会では、例年であれば長崎新聞折り込みの広報誌「とととて」に

広告を2回掲載していますが、これに替えて、NBCラジオが企画した飲酒運転根絶キャンペーンに協会として協賛（前年度から続いて3年連続3回目）し、令和4年11月下旬から令和5年1月31日にかけてNBCラジオで同キャンペーンのスポットCMが放送されるとともに、長崎新聞に掲載（11月）されました。

2 交通安全教育センター活動の積極的な推進

各会員指定校と連携し、ガイドラインに沿ったコロナ対策を実施した上で、四季の交通安全運動期間中を始め、年間を通じて幼児・児童への交通安全教室等を次のとおり実施しました。

○ 幼児に対する交通安全教室	4回	150人
○ 小・中・高校生に対する交通安全講習会	17回	880人
○ 高齢者に対する交通安全講習会	8回	533人
○ その他企業講習等	100回	871人
合計	129回	2,434人

3 交通安全母の会への交通安全活動助成

6月28日、長崎市内の長崎県農協会館で開催された長崎県交通安全母の会連合会理事会において同母の会の交通安全活動を助成するため、協会から

- 長崎県交通安全母の会連合会へ 30万円を寄贈しました。

第2 教習指導員等の教習水準向上事業の推進

協会が企画・立案して、教習指導員、技能検定員の教習水準の向上を図るため、ガイドラインに沿ったコロナ対策を実施した上で、次のとおり事業を推進しました。

1 指定自動車教習所職員講習事業の推進

指定自動車教習所職員講習事業として以下のとおり実施しました。

- 4月1日 委嘱講師委嘱状交付式
- 4月7日 副管理者講習
- 6月1日から同2日 教習指導員講習（1回目）
- 6月8日から同9日 技能検定員講習（1回目）

- 6月15日から同16日 教習指導員講習（2回目）
- 6月22日から同23日 技能検定員講習（2回目）
- 7月6日から同7日 教習指導員講習（3回目）
- 7月13日から同14日 技能検定員講習（3回目）
- 10月3日 二輪講師検討会
- 10月5日から同6日 教習指導員講習（4回目）
- 10月12日から同13日 技能検定員講習（4回目）
- 10月21日から同22日 二輪講習指導員講習（5回目）
- 10月28日から同29日 二輪技能検定員講習（5回目）
- 11月8日から同9日 技能検定員講習（6回目）
- 12月7日から同8日 教習指導員講習（6回目）
- 12月13日から同14日 技能検定員講習（7回目）

2 各種研修会等事業の積極的な推進

コロナ禍に伴い、感染防止対策を徹底しながら以下のとおり各種研修会を実施しました。

(1) 法定講習委嘱講師委嘱状交付式及び打ち合わせ会議

4月1日、運転免許試験場において会長から指定自動車教習所職員講習委嘱講師20人に交付されるとともに、同日、委嘱式及び打ち合わせ会議を実施しました。4月21日、運転免許試験場において、委嘱講師20人と協会指導課長により、講師検討会を開催しました。

(2) 副管講習（法定講習）

4月7日、運転免許試験場において、各校副管に対し、研修会を実施しました。なお、同講習に株式会社電脳代表取締役社長 尾崎保生様に「なぜ、今「心の運転」なのか？」と題して講話をしていただきました。

(3) 新任教習指導員研修会

4月15日、運転免許試験場において、前年度及び前々年度に資格審査に合格した新任教習指導員12校20人に対し研修会を実施しました。

(4) 学科教習競技大会

10月開催予定の全国競技大会に合わせて、県内の学科教習競技大会を例年6月中に開催しており、3年振りとなる6月20日に開催しました。

白熱した競技の結果、共立校・日野の宮崎指導員が優勝し九州大会に臨むことになりました。

同年7月25日、福岡県で開催された九州地区学科教習競技大会に宮崎指導員が出場した結果、3位に入賞しましたが、惜しくも全国大会出場はなりませんでした。

(5) 幹部研修会

10月11日に開催予定であった幹部研修会はコロナ禍のため開催を中止しました。

3 新任教習指導員等養成講習の効果的な推進

5月6日から同16日まで、7月29日から8月8日まで、11月11日から同21日までの3回、運転免許試験場において、新任の教習指導員及び技能検定員を養成すべく、その資格取得を希望する者計59人に対し養成講習を実施しました。

4 全指連主催研修会への派遣

7月25日、26日の両日、グランドアーク半蔵門で開催された新任管理者研修会に2人の管理者が参加しました。

5 安全運転中央研修所への派遣

茨城県ひたちなか市にある安全運転研修所において開催される研修会に次のとおり指導員等を参加研修させました。

○ 取消処分者講習	0人
○ 現任運転適性指導員研修	2人
○ 新任運転習熟指導員（二輪・四輪）	5人
○ 現任運転習熟指導員（二輪・四輪）	4人
○ 教習指導員課程（四輪）	1人
○ 新任教習指導員（大型二種）	1人
○ 新任技能検定員（普通二種）	1人
合 計	14人

が参加しました。

なお、教習指導員課程（四輪）は令和2年度から新たに設けられた課程ですが、長崎県からは当年度が初の派遣となりました。

6 法定講習の在り方検討

(1) 検討の経緯

令和3年10月に開催した経営委員会において、「教習指導員が高齢化するなか、本県の法定講習で行う効果測定が継続雇用を辞退する要因の一つになっているので、見直しの検討をしていただきたい」との意見が提出されました。

教習委員会において令和4年1月から同年6月までに3回、同委員会を開催して法定講習の在り方について検討がなされ、同年9月28日付けで教習委員長名により提言書が提出されました。

令和4年10月、経営委員会において、教習委員会の提言書が報告されましたが、経営委員会においても意見書が提出されました。

(2) 理事会及び設置者管理者会議への報告

以上の経緯を経て、理事会及び設置者管理者会議において経営委員会及び教習委員会双方の意見書並びに法定講習の在り方検討結果を報告するとともに、運転免許管理課への要望事項が承認されました。

(3) 会長による要望書の提出

会長は、令和4年12月、以下のとおり公安委員会（県警）に法定講習の在り方について要望書を提出しました。

要望書は会長から運転免許管理課長に直接、お渡ししましたが、要望事項の概要は以下のとおりです。

ア 受講者の経験年数、年齢を考慮した新たな効果測定方法の検討

「一定の経験年数」かつ「一定の年齢」に達した受講者は、知識、技能に加え、豊富な実務経験を有していることから、正誤式学科問題を免除し、これに代えて従来の効果測定とは別の方法による効果測定方法を検討していただきたい。

イ 表彰受賞者の優遇措置

県警本部長と協会長連名の表彰は極めて高いハードルを設けていることから、実績、識見ともに優秀であり、他の職員の模範となるにふさわしい者であるところから、同表彰の受賞者に限り、正誤式学科問題を免除し、これに代えて従来の効果測定とは別の方法による効果測定方法を検討していただきたい。

(4) 運転免許管理課の対応

会長からの要望書提出を受け、運転免許管理課は、「会長が提出した要望書を前向きに受け止め、当課において見直し検討を行う。なお、令和5年度の指定自動車教習所職員講習業務委託契約書の仕様書をもって決定とする。」旨回答がありました。

令和5年3月23日付け「指定自動車教習所職員講習業務委託契約書」に添付された「仕様書」を確認した結果、

4 効果測定の実施

- (2) (1)の学科問題の対象者である教習指導員又は技能検定員のうちで、令和5年4月1日現在、経験年数が「通算20年以上」かつ、「年齢が60歳以上」の者及び当該講習の成績優秀者として、過去に「連続10回以上を達成し、警察本部長連名表彰を受賞した者」については、学科問題に替えてレポート提出による効果測定とすることができる

との指示が追加されていることを確認しました。

(5) 協会の対応

、協会は、委託契約書に従い、法定講習を適切に実施してまいります。

第3 初心運転者の交通事故防止対策の推進

1 初心運転者講習の充実強化

各会員指定校の初心運転者講習の実施状況は、令和4年中、対象者204人中139人（普通、準中、二輪、原付）であり、九州各県（3,170人中2,938人）の平均受講率85.3%に対して本県は86.3%でした。

今後も初心運転者講習の充実強化に取り組んでまいります。

2 初心運転者講習及び卒業生対策の推進

各会員指定校では、卒業生との再会教室等を開催し、初心運転者に対する交通安全意識の高揚を図りました。警察庁による調査では、指定校卒業生にかかる運転免許取得後1年以内の初心運転者事故率のうち、令和4年中の普通免許取得者は、全国平均の0.51%に対して本県は0.71%（前年0.61%）でした。

なお、初心運転者の交通事故を防止するため、各会員指定校が中心となり

り、各県において受検・受講待ち日数の長期化解消に向けて積極的に取り組んでいます。

ア 令和2年12月末現在（県警統計（指定校及び届出校））

長崎 合計平均日数 105.5日、46位（全国ワースト2位）

認知機能検査（61.1日）、高齢者講習（44.4日）

全国 合計平均日数 78.8日、

認知機能検査（37.2日）、高齢者講習（41.4日）

イ 令和3年12月末現在（県警統計（指定校及び届出校））

長崎 合計平均日数 100.3日、41位（全国ワースト7位）

認知機能検査（61.7日）、高齢者講習（38.6日）

全国 合計平均日数 73.8日、

認知機能検査（36.6日）、高齢者講習（37.2日）

ウ 令和4年12月末現在（県統計（指定校及び届出校））

長崎 合計平均日数 統計なし

認知機能検査（46.9日）、高齢者講習（41.1日）

運転技能検査（37.5日）

全国 合計平均日数 統計なし

認知機能検査（35.8日）、高齢者講習（35.4日）

運転技能検査（33.2日）

※ 令和4年時の警察の統計によれば、従来の「合計平均日数」は表記されていません。運転技能検査が加わったためとも考えられますが、令和2年12月末、協会において令和3年12月末の警察統計と同様の方法に基づき令和4年12月末を算出しました。

認知機能検査及び高齢者講習のみの受検・受講待ち日数の合計平均日数を独自に算出すると、

長崎県 88.0日 全国 71.2日

であり、長崎県は全国37位となります。

2 新たな制度に対する円滑かつ積極的な推進

(1) 運転技能検査員養成講習等の補充講習の追加実施

高齢者講習の新たな制度の導入と第二種免許等の受験資格の見直しを柱とした改正道路交通法は、令和4年5月13日に施行されましたが、

- 卒業生との再会教室等の開催
- 初心運転者講習の実施
- SDカード取得率優秀校の表彰

等各種交通事故防止対策を積極的に推進しました。

3 SDカード取得率の向上

令和3年中におけるSDカード取得状況等は、

- 普通
申請数 11,141人、申請率 100.7%、取得率 93.4%
- 二輪
申請数 2,559人、申請率 97.9%、取得率 91.6%

でした。

第4 高齢運転者安全対策の推進

1 高齢者講習及び認知機能検査の適正な推進

長崎県が行う業務委託は、令和2年度から「仮運転免許関係事務委託」、「取得時講習業務委託」、「高齢者及び認知機能検査業務委託」が契約の相手方を「協会から各指定校」に、契約の方法を「入札方式から随意契約方式」に変更されました。

協会が把握している会員指定校の高齢者講習受託事業の実施状況は次のとおりです。

(1) 高齢者講習等の実施

○ 75歳未満講習	12,239人
○ 75歳以上講習	22,038人
○ 75歳未満講習小特	3人
○ 75歳未満シニア	1人
○ チャレンジ講習(簡易)	2人
○ 特定任意講習	3人
合 計	34,286人

(2) 高齢講習等の受検・受講待ち日数の長期化解消に向けた取組

今後増加が見込まれる高齢運転者の更新時講習に伴う高齢者講習等については、受検・受講待ち日数の長期化が全国的にも社会問題化してお

その間、全指連会議等を通じて高齢者講習制度改正等の動向把握及び情報収集に努め、各会員指定校に詳細を報告しました。

改正道路交通法施行に先立ち高齢者講習の新たな制度を円滑に進めるため、県警運転免許管理課と協会とで協議の上、協会主催の三次講習を令和3年12月4日、11日、17日の3回に分けて教習指導員等約190人に対して補充講習を実施しました。

当年度、県内会員指定校から追加補充講習の要請があり、令和4年9月29日、同月30日協会指導課長が県下2校に出張し、追加補充講習を実施しました。

(2) 高齢者講習にかかる認定教育の推奨

令和4年3月、警察庁運転免許課長が全指連あてに「今回の道交法の改正により、高齢者講習、認知機能検査、運転技能検査を認定教育として行う教習所については、消費税が非課税となる。」旨通知され、全指連では認定教育を推奨しています。

これを受け、当協会は会員指定校に認定教育を推奨し、長崎県公安委員会に対する認定、申請手続きを進めていただき、令和4年10月1日から各正会員が一斉に認定教育に移行しました。

令和4年12月末現在、全国で認定教育に移行したのは

本県を含む	11県	(191校)	会員校全校実施
その他	13府県	(258校)	一部会員校実施
計	24府県	(449校)	36.2%

となっており、今後も移行する指定校が増える予定です。

3 高齢者講習等の円滑化を図るための体制強化

(1) 安全運転中央研修所が主催する高齢者講習指導員養成講習の地方開催（福岡県）への派遣

高齢者講習指導員課程の九州地方開催については当年度（令和4年度）から福岡県内の指定自動車学校において試行的に始まり、本県からは

第1回（7月期）開催に	4人、
第2回（8月期）開催に	4人、
第3回（9月期）開催に	3人、
第4回（9月期）開催に	2人（台風のため11月期に変更）、
第5回（11月期）開催に	3人、
計	16人

が参加しました。

(2) 警察OBの積極的な雇用

各指定校の高齢者講習等業務の円滑化対策及び負担軽減対策の一環として、警察OBの雇用を積極的に推進することとし、各会員指定校では令和2年度から取り組んでいます。令和4年度中は新たに1人の警察OBを雇用し、高齢者講習業務を推進しております。

今後も継続して積極的な雇用に取り組んでまいります。

(3) 協会ネット「高齢者講習 Web 予約システム」の再構築に向けた取組

協会では、高齢者講習 Web 予約システムを改修し、令和3年6月16日から運用を開始しましたが、令和4年10月から高齢者講習を認定教育に移行したため、認定教育に対応する Web 予約システムを新たに構築する必要があります。

しかしながら、システム構築のためには新たな経費が発生するため、経費を捻出するまでの当面の間、Web 予約システムを閉鎖します。

(4) 高齢者講習及び認知機能検査の同日実施の推進

令和3年度から推進してきた高齢者講習と認知機能検査を同日実施については、改正道路交通法に伴う新たな高齢者講習制度によって講習時間が一本化されることから導入しやすくなったこともあり、全校において実施されています。

(5) 努力目標の設定

県警が把握している令和4年度の県下の運転免許更新者の各地区別受検・受講予定者数と、各会員指定校の教習指導員等の職員数の全職員数に占める割合（比率）とを乗じて算出された人数によって、各校別の令和4年度の努力目標を設定し、取組を促進していただくよう協力を求めた結果、多くの正会員校で目標数を上回る達成率をあげていただきました。

(6) 県警察との連携

運転免許管理課においても高齢者講習等の受検・受講待ち日数の長期化を解消すべく、令和3年7月1日から長崎市内の交通公園で県警が直営で認知機能検査を実施しています。また、令和4年6月12日から県内会員指定校（1校）の休校日に施設及び資機材等を有償で借上げ、県警が直営で高齢者講習等を実施しています。

さらに、正会員校を含む関係機関・団体に対して令和4年12月27日付け運転免許管理課長名「運転免許試験場における高齢者講習等の実施について」を発出し、高齢者講習等の受検・受講待ち対策強化のため、正会員校が繁忙期となる令和5年1月から3月までの間、運転免許試験場においても高齢者講習、認知機能検査、運転技能検査を実施されました。

第5 指定自動車教習所発展のための施策の推進

1 教習所運営等に関する調査研究

(1) オンライン学科教習の実施状況

オンライン学科教習については、警察庁通達（令和2年通達、令和3年改正）及び全指連通知文（令和2年導入の手引き、令和3年ガイドライン）が発出され、全国各地でオンライン学科教習の導入が徐々に始まりましたが、問題点も指摘されたことから、全指連片桐会長が月刊誌「自動車学校」9月号にオンライン学科教習の在り方について論文を掲載されました。

これを受けて、令和3年12月22日付けで警察庁からオンライン学科教習の実施にかかる改正通達が発出されています。

全指連に報告があった実施状況等によれば令和5年3月13日現在、

- オンライン学科教習は全国370教習所で実施されている。
- 実施方式はライブ配信82所、オンデマンド配信316所
(両方実施もあるため総数は実施数を超える)
- システム業者はノイマン178所、教習所サポート81所、アカメディア・ジャパン8所
- 教習不成立事例は、例えば居眠り、喫煙、受信状態が悪い、顔が半分しか映っていない、逆光による顔の識別不可、カメラの前に顔写真を置いて受講、携帯電話の電池切れ・・・など授業態度、通信状況の問題があり教習不成立とされた事例がある

等という状況です。

県内で協会にオンライン学科教習を導入しているとの報告があったのは、令和4年12月末現在、会員指定校のうち、3校（うちオンデマンド配信2校）です。

(2) 指定自動車教習所業務のデジタル化推進に向けた取組

令和4年6月、警察庁運転免許課がデジタル化の推進について通達を
発出し、申請、届出、報告等のオンライン化の推進について各県警察に
対して、各県協会と協議をするように指示をしました。

さらに同年11月、警察庁運転免許課が都道府県警察の担当者にあて
て、教習所が公安委員会に対して行う申請、届出、報告等のオンライン
化の推進について、自動車教習所協会等と今後の方針について積極的に
協議するとともにファイル交換機能の内容について情報共有に努めるよ
う指示がなされました。

これを受けて、全指連からも令和4年12月8日付けで各県協会に通
知文書が発出されました。

この一連の通知文書は、警察庁通達で示した指示に見合うような協議
が多くの県でなされていないという状況があったため、改めて共通基盤
システムに設けられる運転者管理システムでやりとりをするという形
の中でこのオンライン化を進めることについて協議をするよう指示された
ものです。

なお、各都道府県警察が現在、運転者管理システムの共通基盤への移
行を計画的に行う予定になっていますが、長崎県は、3か年計画の最終
年度、

令和6年12月から令和7年1月までの間に移行
との日程が示されております。

警察庁が示した方針に従い、今後、長崎県警察と協会において協議を
進めてまいります。

(3) 自動車教習所における教習原簿のデジタル化に係る周知

令和5年3月、警察庁運転免許課長から全指連会長あてに、

自動車教習所において備え付けることとされている教習原簿等に
ついては、電磁的方法による記録及び保存を行うことができると
しているところ、改めて周知を図るため、警察の事務連絡が発出
されている旨周知をお願いしたい

との文書が発出されています。

その背景には、警察庁がデジタル原簿を許可したにもかかわらず、な
かなか浸透しないことにあります。実情は、業務の効率化、改ざん防止
等のメリットが理解されていないこと、事業者では、現在1社しか商品
化が実現していないためであると思われれます。

今後、複数の事業者がリリースすることになっているとのことですが、デジタル教習原簿の導入に関しては、各会員指定自動車学校は県警との協議の上、導入を進めていただくこととなります。

(4) 教習車両及び教習カリキュラム等の在り方に関する調査研究の開始

令和5年2月14日付けで警察庁主催による調査研究の第1回が開催され、東京都市大学工学部教授、全指連ほかの委員及び分科会委員が参加をされ、約50項目の要望リストについて包括的な調査研究が開始されました。

このような調査研究は、これまでにない取り組みとのことであり、協会においても、今後の検討経緯を逐次、正会員に報告するとともに、業務が円滑に進められるよう周知してまいります。

(5) 教習内容、教習指導員、技能検定員資格等の制度の見直し検討

警察庁において全指連からの要望を踏まえ、具体的に見直し検討が進められており、その一つに「技能検定員等資格審査細目の免除規程の見直しについて」があります。

これは長年にわたり上位免許の指導員資格の所持者が下位免許にかかる教習（検定）を担当できるようにしていただきたい旨要望してきた件について、警察庁では、制度の合理化の観点から上位免許に係る資格があれば、申請のみで下位免許に係る資格を取得することが可能になるとのことです。

また、二種免許の関係についても、同様にする、との対応方針が示されたところであり、今後、技能検定員審査等に関する規則（国家公安委員会規則）の改正に取り組む予定としています。

加えて、本件について中央研修所の研修カリキュラムの見直しが必要であり、現在、中型免許の資格を有していることが研修を受けるための要件となっているところ、それ以外の要件により資格を得るための新たな研修カリキュラムを設けるため、安全運転中央研修所との協議が必要となります。

警察庁は、具体的な時期について示していませんが、既に検討に入っているとの説明がありました。

経過及び決定については、逐次正会員各校に報告してまいります。

(6) 「AT限定免許の導入」等の見直し検討

ア AT限定免許の導入の検討

警察庁が今後、制度の見直を検討しているA T限定大型免許等の導入については、全指連から各県協会あてに、令和5年2月21日付け全指連通知文「「A T限定大型免許等の導入」等の見直し案に対する意見・質問等の集約・回答依頼について」が発出され、各会員指定校の意見、質問について各都道府県協会を通じてとりまとめ、全指連に報告したところです。

警察庁が行おうとしている改正の趣旨は、近年のトラック、バスにおけるA T車の普及状況を踏まえてA T限定免許の導入をすることであり、A T限定大型免許などの限定解除審査はMT普通車を用いて行う予定です。

MT免許の技能試験等の方法については、現行制度においてA T限定免許を有する者が、公安委員会が行う限定解除審査に合格すれば、A T限定の条件が付されていないMT免許を取得できることとされていることを踏まえ、

- MT大型免許等及びMT普通免許等についての技能試験は、クラッチ・ギア操作にかかる技能試験等を除き、A T車を用いて行うこととする
 - クラッチ・ギア操作に係る技能試験等は、令和3年度の調査研究の結果を踏まえ、すべてMT普通車を用いて行うこととする
- というものです。

イ 中型二種免許の試験車両の見直し

中型二種免許の試験車両の見直しについて、現在、基準に適合する車両の入手が困難となっていることを踏まえ、その基準をマイクロバス、現在の試験車両等より小さい規格に見直すというものです。

これに伴い、教習所のコース等の基準についてもマイクロバスの大きさに合わせたものに見直すというものです。

コースの基準等の見直しについては施設の改修があるかどうか、警察庁に確認したところ、白線を引く、あるいはロードコーンを立てるなどで対応すればよい、つまり、コースの設備、施設の改修は必要ない旨全指連において確認しています。

また、施行時期について、普通と普通二種については令和7年度に施行、中型・準中型・中型二種については令和8年度施行、大型・大型二種については令和9年度施行を予定しています。

なお、当分の間、現在保有しているMT車の試験車両を用いて従前の方法により技能試験を行うことができることとしています。

以上の経緯についても逐次正会員各校に報告してまいります。

(7) いわゆる「A I 教習」について

令和4年秋、A I 教習をやろうとしている事業者が「A I 教習システム」を構築し、業界に導入しようとする動きがありました。

いわゆる「A I 教習」に関して関係機関の基本的な考え方を整理すると、以下のとおりです。

ア 全指連の基本的考え方

一般的に新技術を活用した技能教習においても、安全性が確保されることを前提としつつ、教習水準の維持向上が図られる必要があると考える。

教習が運転の技術、テクニックのみを教えるのではなく、運転者に必要な安全運転の心について教習を行う必要があるという指定教習所における教習制度の基本を重視していく必要があると考える。

警察庁では公正・中立な立場から、このシステムを用いた技能教習が現行の教習指導員による教習と同等以上の効果が得られるのかどうかについてしっかりと把握、検証を行うなど、客観的な立場から明らかにしていただくとともに、その検証課程においては現場の実態に詳しい指導員等の関与、声を聞いていただくなど、適切に対応していただきたい。なお、無線教習の拡大については、この目的が教習生に自主的かつ能動的に自己の運転について復習を促すものであることから、機器による過度の介入は好ましくない。

また、教習生のそれまでの教習受講内容、その時点での運転技量等を的確に把握でき、教習能力の高い習熟した指導員の関与が必要であることを踏まえ、慎重な検討をお願いしたい。

イ 警察庁の基本的考え方

システムの機能として教習生が不適切な運転行動をとった場合、その場で直ちに適切な指導を行うことができる機能等を有し、同システムによる教習について教習指導員と同等以上の効果が得られることが客観的に実証される必要がある。

2 教習生の入校平準化・増加方策の調査研究

(1) 高校生入校の分析

令和3年9月から令和4年3月末までの間における各指定校に入校した高校生の入校者数、卒業者数等を月別に調査の上、高校生の入校状況や卒業時期が4月以降にずれ込んだ状況及び入校が遅れたために支障を生じた事例等について分析しました。

(2) 長崎県教育庁等への要請

令和4年7月5日に長崎県総務部学事振興課あて前記調査の分析結果に基づき作成した資料「高校生の指定自動車学校入校者等調査表」及び「指定校卒業が4月以降にずれ込み支障が生じた事例」とともに要望書を送付しました。

また、令和4年7月11日に長崎県教育庁児童生徒支援課を専務理事が訪問し、同課長補佐に対し、前記調査の分析結果に基づき作成した資料とともに要望書を提出し、高校生の早期入校許可による入所者数の平準化について要請しました。

3 指定自動車学校等による広報活動の推進

全指連主導により、例年6月中を「指定自動車教習所広報月間」に、6月25日を「指定自動車教習所の日」に定めて、

- 「指定自動車教習所の日」等のポスター、看板等による広報推進
- 自社のホームページ、ポータルサイト等を活用した広報の実施
- 園児、児童等の交通安全教室の開催

等多様な広報活動を実施しています。令和4年度は、コロナ禍の中、2年振りに全国的に広報月間が実施され、本県ではコロナ感染拡大防止に支障をきたさない範囲で交通安全教室等を開催し、広報活動を積極的に実施しました。

第6 会員校及び協会の適切な運営

1 公正競争規約の適正な運用

令和4年度の公正競争規約にかかる表示規約違反、景品規約違反ともに違反措置件数は0件でした。

協会専務理事は令和元年度から継続して一般社団法人全国公正取引協議会連合会主催の「景品表示法に関するセミナー」（令和4年6月16日オンラインセミナー、11月2日福岡開催）を受講しました。

2 インボイス制度に関する調査研究

令和5年10月1日から導入されるインボイス制度（複数税率に対応したものとして導入される「仕入れ税額控除」の方式）に向けて顧問会計事務所と協議してまいります。

第7 会議及び専門委員会の開催

協会が行う定時総会等会議については、コロナ禍に伴い、感染防止対策を徹底しつつ、下記のとおり開催しました。

1 定款に基づく会議

(1) 定時総会

令和4年5月12日、長崎市内ルークプラザホテルにおいて開催し、下記の議案等が決議されました。

- 第1号議案 令和3年度事業報告に関する件
- 第2号議案 令和3年度決算及び監査報告に関する件
- 第3号議案 専門委員の選任に関する件
- 第1号報告 令和4年度事業計画に関する件
- 第2号報告 令和4年度収支予算に関する件
- 第3号報告 協会正会員の退会に関する件
- 第4号報告 教習指導員等養成講習実施要綱の一部改正に関する件
- 第5号報告 新任教習指導員等養成講習等の経費に関する内規の制定に関する件

(2) 理事会

ア 令和4年4月22日、協会会議室において理事会を開催し、下記の議案等が決議されました。

- 第1号議案 令和3年度事業報告に関する件
- 第2号議案 令和3年度決算及び監査報告に関する件
- 第3号議案 専門委員選任に関する件
- 第1号報告 教習指導員等養成講習実施要綱の一部改正に関する件
- 第2号議案 新任教習指導員等養成講習等の経費に関する内規の制定に関する件
- 第3号報告 「令和3年8月豪雨」等被害への義援金の支出に関する件

- 第4号報告 かんこう自動車学校の協会退会に関する件
- イ 令和4年11月11日、ルークプラザホテルにおいて理事会を開催し下記の議案等が決議されました。
 - 第1号議案 令和4年度上半期（4月～9月）事業報告に関する件
 - 第2号議案 令和4年度上半期（4月～9月）予算執行状況に関する件
 - 第3号議案 令和5年度九指連表彰対象者の選考及び令和5年度全指連表彰対象者の選考に関する件
 - 第4号議案 長崎県指定自動車学校協会個人情報保護実施要領の制定に関する件
 - 第5号議案 長崎県指定自動車学校協会情報セキュリティ基本方針の制定に関する件
 - 第6号議案 台風12号及び台風14号被害に伴うお見舞金に関する件
 - 第1号報告 法定講習の在り方に関する件
 - その他の報告 1 有限会社指定自動車学校会館の株の評価額の算定に関する件
2 令和5年主要行事予定表（案）に関する件
- ウ 令和5年3月25日、協会会議室において理事会を開催し、下記の議案等が決議されました。
 - 第1号議案 令和5年度事業計画（案）に関する件
 - 第2号議案 令和5年度収支予算（案）に関する件
 - 第3号議案 令和5年度定時総会の招集に関する件
 - 第4号議案 令和5年度表彰候補者の選考に関する件
 - 第1号報告 指定自動車教習所公正取引協議会長崎県支部の組織及び運営に関する規程の一部改正に関する件
 - 第2号報告 予算編成及び収支の執行にかかる「予備費」の科目の追加に関する件
 - 第3号報告 予算検討小委員会の意見に関する件
 - 第4号報告 一般社団法人長崎県指定自動車学校協会定款の一部改正に関する件
 - 第5号報告 法定講習実施要領の一部見直しに関する件
 - 第6号報告 デジタル化の推進状況に関する件

○ 第7号報告 協会創立60周年記念誌の編集及び発刊に関する件

(3) 専門委員会

ア 経営委員会

令和4年10月25日、協会会議室において開催し、下記の議題について審議されました。

○ 教習委員会による法定講習の在り方に関する検討結果について

イ 総務交通安全委員会

令和5年1月20日、協会会議室において開催し、下記の議題について審議されました。

○ 令和4年度決算見込み及び令和5年度予算（案）について

○ 令和5年度交通安全運動等実施計画（案）について

○ 令和5年度指定自動車教習所広報月間計画（案）について

○ 令和5年度表彰候補者の選考について

ウ 教習委員会

令和4年4月26日、協会会議室において第1回目を開催し、下記の議題について審議されました。

○ 法定講習の在り方について

○ その他教習関係当面の諸問題について

令和4年6月20日、協会会議室において第2回目を開催し、下記の議題について審議されました。

○ 学科教習競技大会について

○ 幹部研修会について

○ 県外研修について

○ 法定講習の在り方検討について

令和5年1月6日、協会会議室において第2回目を開催し、下記の議題について審議されました。

○ 令和4年度教習関係事業決算見込み及び令和5年度教習関係事業予算（案）について

○ 令和5年度教習関係事業計画（案）について

○ その他 法定講習の在り方等について

2 設置者・管理者会議等の開催

令和4年11月11日ルークプラザホテルにおいて設置者・管理者会議を開催し、協会専務理事から下記の事項について報告しました。

- 令和4年度上半期（4月～9月）事業報告について
- 高校生の入校平準化対策について
- 法定講習の在り方検討について
- 一般社団法人長崎県指定自動車学校協会個人情報保護実施要領の制定について
- 一般社団法人長崎県指定自動車学校協会情報セキュリティ基本方針の制定について
- その他の情勢報告等
 - ◇ 自動車教習所における教習業務のデジタル化への対応について
公正競争規約の遵守について
 - ◇ 高齢者講習・認定教育の実施状況について
 - ◇ オンライン学科教習の実施状況について
 - ◇ 教習車両及び教習カリキュラム等の在り方に関する調査研究（案）について
 - ◇ 令和5年主要行事予定表（案）について

3 予算検討小委員会の開催

令和4年7月1日付けで協会に設置した小委員会は、近い将来、協会の運営は厳しい状況となることを見込まれるところ、協会の事業活動の運用及び収支予算・決算の精査を行い、従来の事業活動の見直し、改善を図るとともに協会の収益につながる新たな事業の提案を行うなど多角的な視点で協議検討し、もって協会運営をさらに活性化させ、ひいては各会員指定自動車学校の発展に寄与することを目的としており、令和4年度中は令和5年1月までに5回開催されました。

令和5年3月1日付けで小委員会による意見書が同委員会委員長・副委員長（会長及び副会長）に提出され、同年3月の理事会においてその内容が報告されました。

その報告要旨は以下のとおりです。

(1) 協会事業費の経費節減について

表彰費については、賞状のほかに盾を副賞とする必要性が薄れてきており、廃止してよいのではないかと考えます。ただし、会員指定校のモ

チベーションをあげるため、すべての副賞を廃止するのではなく、優秀校については同制度を残すなど、メリハリをつけた見直しを提言いたします。

(2) 協会の収益事業について

協会の存続を維持するためにも、協会独自の収益事業について引き続き検討します。ただし、小委員会のみで検討することには限界があり、協会の10年後を見据えた方針を出すためには多くの経営者の意見を聞く必要があると考えます。

以上の意見を踏まえ、まずは、表彰費の見直しについて審議していただくこととしています。

第8 関係機関・団体等との連携

1 県公安委員会、県警本部及び県当局に対する報告、連絡の徹底

改正道路交通法が令和4年5月13日に施行されたことに伴い、これまでの間、運転技能検査等高齢者講習養成講習、認定教育への移行をはじめとする対応に、県警本部等との緊密な連携のもと、円滑な移行に備えました。

2 全指連をはじめとする交通関係機関団体との連携

全日本指定自動車教習所協会連合会、九州指定自動車学校連合会等主催の各種会議は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底しつつ、開催された会議に出席しました。

- 全指連等主催会議 6回（開催7回）
- 九指連等主催会議 7回（中止なし）
- 長崎県交通安全推進県民協議会等 1回（開催3回、中止1回）

合 計 14回

第9 その他の事業

1 表彰規程に基づく表彰の実施及び全指連・九指連への表彰推進

全指連及び九指連の表彰規程に基づき、理事会において全指連・九指連の各表彰候補者を選考し、上申しました。

2 教習関係図書、資器材等に関する資料の提供

全指連より配布される「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の配布計画のほか全指連より紹介のあった「改正道交法の開設」「指定自動車教習所実務必携」等の斡旋、情報提供に努めました。

第10 新型コロナウイルス感染症の拡大状況と防止対策

報道等によると、新型コロナウイルス感染症は、令和元年11月、中国武漢市で「原因不明のウイルス性肺炎」として最初の症例が確認された以後、中国大陸に感染が広がり、さらに中国以外の国家と地域に拡大していくとともに、世界で多くの死亡者が出ております。日本のみならず全世界においてこのような未曾有の事態に直面しています。

こうしたことから、国内の政治、経済は混乱し、国民の生活様式も大きく変化しましたが、業界ごとのガイドライン作成、三密をつくらぬ環境づくり、マスクの着用及び手洗い、消毒等の各種対策をとりながら、国を挙げて感染防止対策に取り組んでいます。

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況

県内では令和2年3月14日に初めて感染者が確認され、同年4月17日までに計17人が感染し、うち1人が死亡しました。

その後、感染は全国的に拡大し、令和3年8月ころはデルタ株が猛威を振るい、爆発的な感染拡大によって業界でもクラスターが発生するなど、全国的にこれまでに経験したことのない事態となりました。

県内自動車学校においても、連日のように教習生等のコロナ感染の報告が相次いで報告され、長崎県、厚生労働省及びWHOの発表によれば、令和5年4月3日の時点で

県内	336,622人(645人)
日本国内	33,472,364人(73,967人)
世界	761,401,518人(6,886,987人)

の累計感染者（（ ）内は死者数）が確認されています。

※ 令和2年4月20日、長崎市に停泊していたクルーズ船「コスタ・アトランチカ」（イタリア船籍）から感染者が確認され、5月28日までに乗組員623人のうち、149人の陽性者が判明した事例は県内の感染者数に計上されていません。

2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

(1) 協会会長名発出文書

ア 新型コロナウイルス感染症の発生通知文書

協会会長名通知文書のうち、「新型コロナウイルス感染防止対策の徹底について」（設置者・管理者あて） 20件発出

イ 協会会長名通知文書のうち「まん延防止等重点措置の適用・解除等について」（設置者・管理者あて） 4件発出

ウ その他（コロナ発生通知等） 78件発出

(2) 各会員指定校の取組

オミクロン株による感染急拡大により、保健所の対応もひっ迫した状況を余儀なくされていることから、病院及び保健所の指示がない場合は、各会員指定校は濃厚接触者の判断、出勤停止、検査実施の判断、教習生への自宅待機・健康観察等の判断等を独自に行っています。

初期対応は各校とも迅速かつ適切に行われており、令和3年9月以降、公的機関からクラスターを認定された会員指定校はありません。

3 自動車学校業界の感染状況

業界のコロナ対策はガイドラインに沿った感染防止対策を徹底しているところです。

しかしながら、全指連に報告があった発生状況は、令和2年3月の発生時から令和5年3月末までの間、全国の会員指定校のうち

47都道府県で12, 210件、12, 522人

の新型コロナウイルス感染症による感染者が確認されています。

本県で令和2年3月から令和4年度末までに報告があったのは、263件297人（うちクラスター1件18人）が確認されています。

4 感染防止対策大幅緩和への移行

(1) 政府の方針

岸田総理は、令和5年1月20日、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけを、今春に季節性インフルエンザと同等の「5類」に引き下げると表明しました。

その後、同年1月27日、政府対策本部会議を開催し、「5類」への引き下げは5月8日から実行されることが正式決定されました。また、

政府は、同年2月10日、新型コロナウイルス対策指針をとりまとめ、マスク着用を、個人の判断に委ねることとしました。

医療機関や混雑した電車などでの着用が推奨される場面を示す一方、小中高等学校では着用を求めないことを基本として、同年3月13日から適用されました。

(2) 全指連の措置

政府の方針を受けて、全指連は同年2月22日付けで「ガイドライン」を一部改訂するとともに、適用期間を3月13日から5月7日までとし、5月8日に同ガイドラインを廃止することとしました。

また、同年3月28日付け全指連通知文書を発出し、教習所における新型コロナウイルス感染症の感染報告について、特異事例の報告を除き、3月31日をもって感染報告を終了することとしました。

(3) 当協会の措置

政府方針、全指連の措置を受け、当協会は同年3月13日付け会長名通知文書を発出し、3月13日からマスク着用は個人の判断に委ねることを基本としつつ、全指連ガイドライン（改訂版）に従い、「技能教習時、技能検定時及び高齢者講習の実車指導時には、マスクの着用を推奨する」旨の方針を正会員各校に対して通知しました。

また、同年3月29日付け会長名通知文書を発出し、特異事例を除き、3月31日をもって会員指定校の感染報告を終了することとしました。

長きにわたった新型コロナウイルス感染症の感染防止対策は上記の経過を経て、令和4年度末に至り一定の節目を迎えましたが、未だ収束したとの公式見解は得られていません。

よって、今後万が一再拡大した場合などに備え、各会員指定校と協会が連携し、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底を図るとともに、安全な交通社会の実現に向けた事業を推進してまいります。